

議第 2 1 号

栃木県議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 19 日

提出者	栃木県議会議員	渡 辺	幸 子
	同	日向野	義 幸
	同	野 澤	和 一
	同	土 屋	晃 子
	同	小 池	篤 史
	同	石 坂	太
	同	小 林	達 也
	同	平 池	紘 士
	同	塩 田	ひとし
	同	高 山	和 典
	同	琴 寄	昌 男
	同	山 形	修 治
	同	神 谷	幸 伸

栃木県議会議長 佐 藤 良 様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和37年栃木県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 辞職及び資格の決定（第95条～<u>第98条の2</u>） 第12章～第16章 略 第17章 補則（<u>第119条の2～第120条</u>） 附則</p> <p>（会議時間） 第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p><u>2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰上げ又は延長することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰上げ又は延長することができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>（開票及び投票の効力） 第31条 略 2～4 略</p> <p><u>5 法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第98条 略</p> <p><u>（資格決定の通知）</u></p>	<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 辞職及び資格の決定（第95条～<u>第98条</u>） 第12章～第16章 略 第17章 補則（<u> </u>第120条） 附則</p> <p>（会議時間） 第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。<u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。</u></p> <p><u>2 会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>（開票及び投票の効力） 第31条 略 2～4 略</p> <p>第98条 略</p>

第98条の2 法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第12章 略

(会議録の配布)

第115条 会議録は、印刷して

_____, 議員及び関係者に配布する。

第17章 略

(電子情報処理組織による通知等)

第119条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

第12章 略

(会議録の配布)

第115条 会議録は、当該会議録に記載された事項を印刷した冊子又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、議員及び関係者に配布する。

第17章 略

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第119条の3 この規則の規定（第28条第1項（第83条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表（第118条関係）

名	称	目	的	構	成	員	招	集	権	者
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別表（第118条関係）

名	称	目	的	構	成	員	招	集	権	者
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

略				略			
世話人会	略	各会派を代表する議員、 議長経験者を代表する議員 及び改選前に議長又は 副議長であった議員	略	世話人会	略	各会派を代表する議員、 議長経験者を代表する議員 及び改選前に議長____ _____であった議員	略
略				略			
栃木県議会 情報公開審 査会	略	略	略	栃木県議会 情報公開審 査会	略	略	略
次期プラン 検討会	次期プランに関 する調査及び協 議	会派から選出された議員 (会長が必要と認めると きは、全議員)	会長				
略				略			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表世話人会の項の改正規定及び同表栃木県議会情報公開審査会の項の次に次期プラン検討会の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。